

一般財団法人経済調査会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人経済調査会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、国内の一般経済、特に物価及び労働問題の実態を実証的調査究明する事業を行い、もって円滑な経済活動の推進と我が国経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 一般経済、特に国内における物価、流通、サービス等に関する調査研究
 - (2) 国内における建設工事に関する工事費、これに関する建設資材価格及び労働者賃金の調査研究
 - (3) 建設投資の実態把握等の調査研究
 - (4) 主要企業の賃金体系、労働条件等に関する調査研究
 - (5) 第1号から第4号までに掲げる調査研究の受託
 - (6) 第1号から第4号までに掲げる調査研究に関する出版物の編纂、刊行及び電子的手段による情報提供
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所5年間に、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第8条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は

- 管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

- 第11条** 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第12条** 評議員には、各事業年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従つて算定した額を、その職務執行の対価として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

- 第13条** 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第14条** 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第17条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第18条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

第6章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上15名以内
- (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 理事のうち、理事長及び専務理事を含む 7 名以内を常勤理事とする。
- 4 第 2 項の理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項で定める理事長及び専務理事以外の常勤理事をもって同法第91条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 5 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事がその職務にあたる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を掌理し、理事会の議長となる。
- 3 専務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、理事長を補佐して、この法人の日常業務を統括し執行する。
- 4 理事長及び専務理事を含む業務執行理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 常勤理事及び監事には、報酬を支給することができる。

2 前項に関しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給する。

(責任の免除又は限定)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の役員賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に規定する理事又は監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 常任理事会

(常任理事会)

第35条 この法人に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、理事長が主宰する。
- 3 常任理事会は、理事会の決議に基づいて、理事長、専務理事及び業務執行理事をもって構成する。
- 4 常任理事会は、理事会で決定した運営の基本方針に基づき、日常的な事業執行に関する運営実施等につき協議し、議決する。ただし、理事会の附議事項には常任理事会の議決を経なくとも加えることができる。
- 5 常任理事会の運営実施に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

第9章 顧問及び審議役

(顧問)

第36条 この法人に2名以内の顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要事項に関し、理事長の相談に応ずる。
- 4 顧問の報酬等に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

(審議役)

第37条 この法人に2名以内の審議役を置くことができる。

- 2 審議役は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 審議役は、理事長が定める特定事項につき関係事務を担当する。
- 4 審議役の報酬等に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定める。

(顧問及び審議役の任期)

第38条 顧問及び審議役の任期は、2年以内の必要な期間とし、委嘱書にその期限を明示するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功

の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(事務の執行に関する細則)

第43条 この法人の事務の執行に関し必要な事項は、理事会の決議により理事長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は次に掲げる者とする。

理事	青木 敏隆	小野 薫	柿沼克太郎	川本 得信
	高田 実男	松浦 良和	三井 元子	吉井 豊人
監事	三隅 尚			
- 4 この法人の最初の代表理事は小野薫、業務執行理事は青木敏隆、柿沼克太郎、高田実男及び吉井豊人とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次に掲げる者とする。

江藤 隆	大村芙美雄	押田 彰	北川 久
中島 宏	中村 勇	藤上 輝之	藤田 正二
藤吉洋一郎	森 俊雄	山崎 福寿	横溝 雅夫
和里田義雄			